

# 債務保証の ご案内



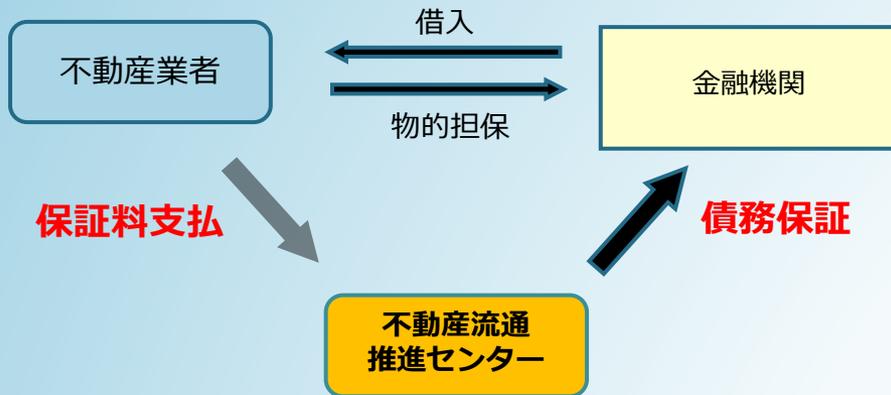
公益財団法人

不動産流通推進センター

# 債務保証のご相談は不動産流通推進センターへ

## 地域再生事業等支援制度

複数の不動産業者による空き家・空き店舗等不動産の改修、有効活用等のために借り入れる事業資金の**債務保証**



※保証期間、原則10年以内  
保証料率：年率0.2%、  
保証割合：90%以内

※**複数**事業者が協働で実施、又は事業者団体、協議会等による取り組みの必要あり

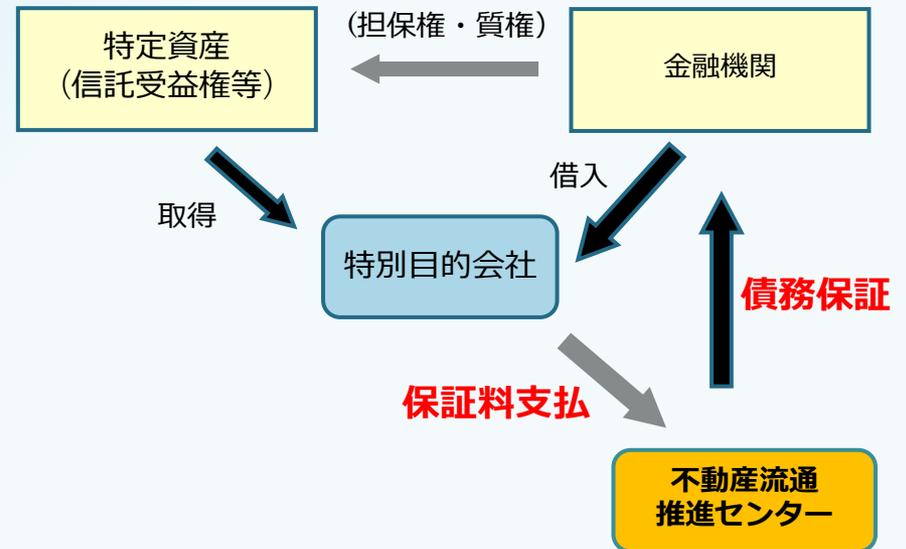
※国、地方公共団体等の補助金の支給等一定の支援措置を受けている、又は行政の計画に一致している必要あり

### 【事業イメージ】

- ・空き家改修再生事業
- ・サービス付高齢者向け住宅改修事業
- ・市有地活用IT振興センター建設事業

## 協業化事業円滑化資金（不動産証券化事業）

複数の不動産業者が特別目的会社（SPC）を設立して行う不動産証券化事業のために借り入れる事業資金の**債務保証**



※保証期間：原則5年以内、  
保証料率：年率0.2%、  
保証割合：90%以内

※**複数**事業者が協働で実施、又は事業者団体、協議会等による取り組みの必要あり

保証料率：年率0.2% 保証割合：90%以内 その他条件等の詳細はお問い合わせください

# 小規模不動産特定共同事業に係る「不動産流通推進センター」支援スキーム

＜空き家、空き店舗、空きビル等の有効活用＞

不動産



取得  
改修

賃貸

入居者  
テナント

特例事業者  
(SPC)

現物  
不動産

借入

出資

推進センター

債務保証  
(協業化事業円滑化資金)

金融機関

ノンリコースローン

特例投資家

匿名組合出資

＜修繕等のリスクの小さい事業＞

一般投資家

クラウドファンディング  
によることも可能

「法改正等」

〔法改正等〕

小規模不動産特定共同事業  
・出資総額・出資額の上限設定  
・資本金要件の緩和

業務委託

第4号事業者

投資の勧誘等

業務委託

小規模  
第2号事業者

業務管理者

推進センター

公認不動産コンサルティングマスター

＜住宅宿泊事業(民泊)も可能＞

不動産取引

ご相談、お問い合わせは、  
**公益財団法人 不動産流通推進センター**  
までご連絡ください。

公益財団法人**不動産流通推進センター**

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30サウスヒル永田町8階

TEL **03-5843-2079**

(11:00~15:00 (土日祝、毎月第1・3・5金曜を除く))

推進センター債務保証

検索



<https://www.retpc.jp/shien/saimu/>